

2023年9月5日号

【助成金情報】最低賃金・賃金引上げに関する支援

---

1分でわかる！  
会社を成長させるための  
桑原事務所メルマガ通信

---

皆さまこんにちは。桑原事務所の弘中です。

日中はなお、暑さの名残を感じますが、空一面のイワシ雲が秋の到来を告げております。皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか？

さて、前回のメルマガでもお伝えした通り10月1日から山口県の最低賃金が888円から40円アップの928円に引き上げられます。

そこで、今回は最低賃金・賃金引き上げに関する助成金をいくつかご紹介します。

- (1) 生産性を向上させる設備購入を予定している場合はこの助成金がお勧めです。

・業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金を一定額以上アップし、生産性向上に必要な設備投資を行う場合、その設備投資などにかかった費用の一部が助成されます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001140680.pdf>

- (2) パートタイマー等の非正規従業員の企業内でのキャリアアップを促進する場合はこの助成金がお勧めです。法定最低賃金引上げに伴って賃上げをする場合は特にお勧めです。

・キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」

非正規雇用労働者のキャリアアップ促進のため、処遇改善（賃金引上げ）の取り組みを実施した事業主に対して助成されます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001082771.pdf>

- (3) 従業員の柔軟な働き方を奨励するために環境整備に取り組む場合はこの奨励金がお勧めです。

・賃上げ環境整備応援奨励金

新たな制度整備および賃金引上げの取り組みを組み合わせることにに対し奨励金が支給されます。

※ 前回のメルマガでご紹介しましたが、現在この奨励金はエントリーの上限に達したため、受付が中断されています。仮エントリーという形でエントリーは可能です。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/155693.pdf>

各助成金の併給調整について

- ・ キャリアアップ助成金賃金規程等改定コースと賃上げ環境整備応援奨励金は対象労働者が別の場合は併給可
- ・ キャリアアップ助成金賃金規程等改定コースと業務改善助成金は対象労働者が別の場合は併給可
- ・ 業務改善助成金と賃上げ環境整備応援奨励金は併給可

助成金の詳細につきましては、お気軽に当事務所までお尋ねください。  
よろしく申し上げます。

---

社会保険労務士法人桑原事務所  
〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14  
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)  
FAX:0835-26-0023  
MAIL: [info@kuwasr.net](mailto:info@kuwasr.net)

---